

(提案4)

(案)

報告

若手研究者ネットワークの
継続的運用に向けて



平成26年（2014年）○月○日
日本学術会議
若手アカデミー委員会
若手研究者ネットワーク検討分科会

この報告は、日本学術会議若手アカデミー委員会若手研究者ネットワーク検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議若手アカデミー委員会若手研究者ネットワーク検討分科会

委員長	蒲池みゆき	(連携会員)	工学院大学情報学部教授
副委員長	横山 広美	(特任連携会員)	東京大学大学院理学系研究科准教授
幹事	井藤 彰	(特任連携会員)	九州大学大学院工学研究院准教授
	一ノ瀬友博	(連携会員)	慶應義塾大学環境情報学部教授
	林 秀弥	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
	半場 祐子	(連携会員)	京都工芸繊維大学応用生物学部門教授
	村上 晓信	(連携会員)	筑波大学システム情報系准教授
	吉田 丈人	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科准教授
	住井英二郎	(特任連携会員)	東北大学大学院情報科学研究科教授
	竹村 仁美	(特任連携会員)	愛知県立大学外国語学部准教授
	田中 由浩	(特任連携会員)	名古屋工業大学（おもひ領域）助教

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	中澤 貴生	参事官（審議第一担当）
	伊澤 誠資	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（平成 26 年 3 月まで）
	渡邊 浩充	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（平成 26 年 4 月から）
	井須 清夏	参事官（審議第一担当）付審議専門職付

要 旨

1 作成の背景

2010 年に設置された若手アカデミー委員会は、広く異なる学術分野から 30 名弱の若手科学者を集め、グローバル化とともに一層複雑さが増す社会に対し学術の立場から貢献する活動を行ってきた。しかしながら活動を進めるうちに、若手研究者がより本質的に学術の未来および社会に貢献するためには、若手アカデミー委員会に属する限られた若手研究者のみならず、さらに広い学術分野あるいは異なる環境に置かれた若手研究者の状況を包括的に理解することで、総合的な観点に基づき活動を進めることができることが肝要であることが浮かび上がってきた。

そこで日本学術会議若手アカデミー委員会は、日本国内の多様な分野で活躍する若手研究者をつなぎ、国内外の分野を越えた若手研究者の学際的交流を促進する活動を開始した。具体的な取組みの一つとして、多くの異なる学術分野の学協会がもつ「若手の会」（学協会と連携あるいは協力しながら若手研究者の自律的な研究活動を促す組織）に対し、若手アカデミー委員会が運営する「国内若手研究者ネットワーク」（以後、若手ネットワーク）への参加を要請し、「若手の会」の代表者の参加を得て若手ネットワークを構築した。若手ネットワークの登録団体数は、2014 年 7 月現在で 84 団体であるが、継続的な参加要請活動により、今後も登録団体数が伸びていくと期待される。

2 若手ネットワークの活動内容

本報告では、若手ネットワークを立ち上げた 2011 年末から 2014 年前半期までの 2 年半における、若手ネットワークの活動内容をまとめる。

もっとも大きな成果は、若手研究者の雇用問題に大きく関わる改正労働契約法が 2013 年の国会で改訂されるにあたり、若手ネットワークを用いた迅速なアンケートを実施し、その結果をまとめて関係する行政部署に提出したことである。若手研究者の声を集約する若手ネットワークの存在意義をまさに示す社会的貢献活動になった。次に、若手アカデミー委員会及び若手ネットワークに参加する若手研究者が、学術分野の枠を超えて幅広く交流する機会を設けてきた実績があげられる。若手研究者が自らの視野を広げ、学術の幅を広げて成長し、それをもって社会に貢献するという自らによる能力開発の機会提供は、若手ネットワークの存在意義の大きな部分を占める。さらに、若手ネットワークを通して、中高生や大学生を対象に学術の魅力を共に語る活動も展開してきた。

若手ネットワークの活動は、多くの点で、若手アカデミーそのものの活動

と重なる。特に若手ネットワークには、多くの分野の若手研究者がつながることで新たに生まれる活動や若手研究者の成長が期待され、一方で若手アカデミーには、学術界の意見を代表する日本学術会議としての立場で、若手科学者の意見集約と発信に力を発揮することが期待される。

若手ネットワークを発展させ持続的に運営することは、若手研究者が学術の将来に対し一定の責任を果たす機会とも言える。若手ネットワークを率いる若手アカデミーには、この重責をしっかりと認識しながら、自らの学術を磨くとともに、さらに広く、未来の学術のために貢献する舵取りをする覚悟が求められる。

3 報告の内容

本報告では、若手ネットワークを構築するに至った経緯を述べると共に、若手ネットワークの継続的かつ発展的な運用を図るために必要となる要件（ネットワーク形成の在り方、活動の在り方、必要となる諸費用・インフラ要素）についてまとめる。

まず、若手ネットワークへの新規登録および規模拡大における現状とその課題を報告する。次に、若手アカデミーの活動が、若手ネットワークの活動と常に連動して動くことができるよう、若手アカデミーと若手ネットワークの間の情報共有が重要であることを述べる。最後に、若手ネットワークの継続的な運用に必要となる諸費用・体制とともに、経費削減にもつながるICT（情報通信技術）の活用が必要であることを述べる。一方、若手研究者が直接会って議論・交流をする機会は必要不可欠であることから、定期的にシンポジウムなどの交流機会を若手アカデミーと連携して設けることも重要である。しかし、シンポジウムなどの開催に若手ネットワークに参加する多くの若手研究者を招聘する経費支援は、日本学術会議から見込めないのが現状である。次期に設立される若手アカデミーには、必要経費の問題を解決することが期待される。また、若手ネットワークの発展と運営に必要とされる事務的作業が、若手ネットワークに携わる若手研究者にとって過度の負担となることは避けなければならない。学術における活躍と日本学術会議への貢献の両方が期待される若手アカデミー構成員の将来のために、事務的作業の負担を軽減する新たな視点による解決策が求められる。

目 次

1	はじめに	1
2	若手研究者の現状と若手ネットワーク構築の必要性	1
3	若手ネットワークの4つの活動方針	2
4	若手ネットワークの登録団体及び現状における問題点	3
(1)	若手ネットワークへの登録方法.....	3
(2)	現状の規模と登録団体の特色.....	4
5	若手ネットワークを基にした活動	5
(1)	改正労働契約法に関する若手研究者アンケート実施.....	5
(2)	若手ネットワーク運用に関する若手の会代表者会議.....	6
(3)	若手研究者の学術交流（2014年3月7日）	8
(4)	若手研究者のアウトリーチ活動の促進.....	8
(5)	アニュアルレポート（年次報告）の作成と公表.....	9
(6)	海外の若手研究者との連携.....	9
6	提案の内容	10
(1)	ネットワーク形成の在り方.....	10
①	若手ネットワークの登録方法について	10
②	若手ネットワークの規模拡大に向けて	10
(2)	活動の在り方.....	11
①	若手アカデミーと各若手の会をつなぐネットワーク活動について ..	11
②	若手の会どうしをつなぐネットワーク活動について	11
(3)	必要となる諸費用・体制.....	12
<参考資料1>	若手研究者ネットワーク検討分科会審議経過	14
<付録1>	若手ネットワークへの登録を呼びかける依頼文	15
<付録2>	現在の若手研究者ネットワーク登録者規約	18
<付録3>	若手ネットワーク参加団体（2014年3月現在）	20

1 はじめに

日本学術会議は第23期より若手アカデミーを設置する。第21期提言「若手アカデミー設置について」(2011年9月28日)に記された若手アカデミーの活動内容に基づき、若手アカデミーは、日本国内の多様な分野で活躍する若手研究者をつなぎ、国内外の分野を越えた若手研究者の学際的交流を促進する。それによって、学術界ひいては社会の抱える問題点の情報収集・共有を円滑に進め、的確な活動を行い、現在及び未来の学術及び社会に貢献する。これを実現させるため、若手アカデミーは、学協会を中心とした若手研究者の会(以下、若手の会)の代表者により構成する「国内若手研究者ネットワーク」(以下、若手ネットワーク)を構築する。若手研究者を取り巻く環境は、多様かつ流動的であるため、多くの学協会の若手の会が参加する若手ネットワークを構築し、迅速な情報収集及び的確な活動を行うことが重要である。若手アカデミーは、若手ネットワークの継続的運営において先導的役割を担う。そして、政府の制度改革や社会情勢など、若手研究者に関わる有益な情報を共有するとともに、社会への発信を主導する。これらの若手ネットワークを用いた若手アカデミーによる自律的な活動は、日本学術会議が直面する諸課題の解決に新しい視点をもたらすことが期待される。

上記の理念に基づき、第22期若手アカデミー委員会では若手研究者ネットワーク検討分科会を設け、若手ネットワークの構築を進めた。本報告では、若手研究者ネットワーク検討分科会での若手ネットワーク構築の経緯を述べると共に、今後の若手アカデミーの活動内容をより充実させ、2012年11月に活動を開始した若手ネットワークの継続的かつ発展的な運用を図るため、必要となる要件について提案する。

2 若手研究者の現状と若手ネットワーク構築の必要性

いわゆる「若手研究者問題」として、若手研究者の不安定な雇用条件や研究環境の悪化について、社会の各所で議論がされているが、問題の原因が複合的であり、解決に至る道筋を単純に示すのは困難である。これまで、若手研究者自らが、こうした現状を分析し、将来に対する活動を行うことは少なかった。しかし、第22期には、科学技術政策担当大臣を始めとする有識者との意見交換会や総合科学技術会議に、若手アカデミー委員会から委員が参加してきた。特に、総合科学技術会議科学技術イノベーション推進専門調査会基礎研究・人材育成部会において2020年を目指した「人材育成の強化に向けた工程表」を作成するにあたり、若手ネットワーク構築前の2012年5月18日～29日に若手アカデミー委員会委員が若手研究者の声を集めるアンケート調査を行った。こうして集められた意見には、若手研究者独自の意見が

あり、多くの若手研究者の意見集約を行うことの重要さが改めて認識された。若手研究者自らの声を集める若手ネットワークは、今後の日本における若手人材育成を含む科学技術政策全体にも多大なる貢献をすることが期待される。

また、若手研究者は往々にして自身の専門分野の枠組みの中でのみ活動しがちである。若手研究者が多様な研究、思想、人材に触れ、学識を深める機会を設けることは、イノベーション創出にもつながる柔軟な発想を持つ若手研究者の能力開発にも貢献し、俯瞰的視野を身につけた次世代の学術の担い手を育成することにもつながる。さらに、海外の若手研究者組織とも連携することで、現代社会が直面する地球規模の重要課題の解決につながっていくことが期待される。そこで第22期若手アカデミー委員会は、若手ネットワークの構築を主導するべく、若手研究者ネットワーク検討分科会を設置することとした。

3 若手ネットワークの4つの活動方針

若手アカデミー委員会では、2012年8月9日の委員会において下記の目標・手順のもとに若手ネットワークの構築を進めることを決定した。若手ネットワークの構築及び若手ネットワークを主導する若手アカデミー委員会の目標を下記の4点と定めた。

「4つの活動方針」

1. 分野を越えた日本初の大規模若手研究者のネットワークの確立
2. 学際融合の新たな研究の創出
3. 行政の動きを鑑み、必要な時に若手の意見を集約して各方面に強力にアピール
4. 海外の若手研究者組織との連携に参加

若手ネットワークは、若手研究者による「若手の会」の代表者によって構成されるネットワークである。この「若手の会」とは、学協会の下に設置されている若手研究者の集まりや、学協会に属していないなくても若手研究者によって構成されている学術研究団体を指す。若手ネットワークには、若手の会の設立を準備している学協会の担当者もオブザーバとして参加することができることとした。

若手アカデミー委員会での議論に基づき、若手ネットワークは代表者登録制とした。その理由として、特にネットワークとしての意見集約を行う上で、個人登録では一部の個人的意見や陳情的発言による議論の偏りが懸念されたことが挙げられる。日本学術会議における会員及び連携会員が、分野代表としての立場を理解して日本の学術界の発展をにらんだ活動を求められるのと

同様に、若手の会の代表者として選出された研究者は、当該分野での学術的意義や若手研究者の置かれた立場の理解、さらには若手ネットワークの理念や規定を理解した活動が期待される。

以上の経緯により 2012 年 8 月の決定以降、若手アカデミー委員会では、若手ネットワーク担当者を選出し、ネットワーク構築の準備を始めた。同年 11 月に 2000 を超える日本学術会議協力学術研究団体の事務局を通じて、若手の会にネットワーク参加の呼びかけをメールで行った。同年 12 月には、ネットワークのメーリングリストと Facebook グループを立ち上げた。呼びかけに応じてアンケートに回答した団体には、ネットワーク参加手順を周知し、メーリングリストか Facebook グループのどちらか、あるいは両方に代表者を登録し、情報交換を開始した。

4 若手ネットワークの登録団体及び現状における問題点

ここでは、若手ネットワークへの現時点での登録方法や登録者規定などを具体的に示す。本取組は日本学術会議における初の試みであったため、若手研究者ネットワーク検討分科会での審議の結果、若手に情報が伝わりやすく、かつ、個々の委員への負担が重くなりすぎないように考慮している。また、若手アカデミーで継続的な運用を行うに当たって、登録方法、登録団体の特色などの現状における問題点を指摘したい。

(1) 若手ネットワークへの登録方法

若手ネットワークへの参加は、基本的に、若手研究者の所属する全ての学術研究団体に開かれている。参加登録は、若手アカデミー委員会のホームページに置かれている登録フォームより行うこととした。以下に述べる登録方法及び登録者規定は、第23期における若手アカデミー発足後の議論により、必要に応じて修正改訂が行われることも期待される。

若手研究者ネットワーク検討分科会委員が上記のエントリーを確認すると、登録フォームに記入されたメールアドレスに、「若手研究者ネットワークへの登録について」と題した定型文（付録 1）と国内若手研究者ネットワーク登録者規約（付録 2）を送付し、このメールへの返信をもって、正式な登録とした。登録ができるのは、若手の会の代表者あるいはそれに準じる立場にある者で、代表者の交代などを考慮して最大 3 名までの登録を認めた。なお、若手の会を設置検討中の学協会の担当者などは、オブザーバとして参加することが可能とした。

現時点では、若手ネットワークの登録を始めとする事務手続きは、若手研究者ネットワーク検討分科会内の担当委員が行っているが、今後の若手ネットワークの拡大に伴い、担当委員への負担が増えすぎることで事務的

作業が滞るおそれがある。第23期に設置される若手アカデミーには、若手ネットワークの事務的作業を支援する専任事務担当者の設置を含めた解決策の提案が求められる。

(2) 現状の規模と登録団体の特色

若手ネットワークへの参加を公表することが了承された、若手の会及び若手の会設立を検討中の学協会リストを、付録3に示す。日本学術会議協力学術研究団体の登録団体数が約2000団体であることを鑑みると、現状の登録団体数の84団体は少数であるが、すでに、人文学、社会科学、生命科学、理学、工学など多様な分野の団体が含まれている。また、84団体のうち25団体は、若手の会を現状として持たない、設立準備中あるいは検討中の学協会であった。

若手ネットワークに登録された学術研究団体数が少ない一因として、若手の会を持たない学協会が多数存在することが挙げられる。若手の会を持たない傾向は、特に会員数の多い、日本における代表的な学協会に顕著に見受けられる。これら、日本の代表的な学術研究団体の会員である若手研究者に対して、若手ネットワークへの参入を促進するための方策は、今後の課題である。一方で、これら大規模な学協会には、各地域の支部が存在するといった特徴があり、実際、地方支部の若手の会から若手ネットワークへの登録があった。

若手ネットワークの登録団体に対し、その専門分野についてアンケートを行ったところ、図1にある回答があった。この分類によれば人文学及び理学を専門とする若手の会の登録数が少ないとわかるが、「人文・社会科学」「生命科学」「理学・工学」という学術会議における三部の分類によれば、現段階における学術分野の偏りはほとんどない。

特筆すべきことに、若手ネットワークへの参加要請を契機に、若手の会設立の検討を開始する学術研究団体があった。今後、若手ネットワークの活動実績を重ね、若手ネットワークへ参加する魅力を学術研究団体に発信していくことで、参加団体数を増やしていく必要がある。また、若手の会の新規設立に当たっては、設立時及び設立後の業務における若手の会代表者の負担が大きいため、所属する学協会からの支援が重要である。

既存の若手の会においては、そのミッションや活動内容は多岐にわたると共に、その組織形態も様々である。若手ネットワークの発展のためには、学協会以外の場で自発的に活動している若手研究者グループ（例えば、海外における日本人研究者コミュニティ）の参加も、積極的に誘導していく必要がある。国内外に若手ネットワークを広げることで、意見集約の機能を強化されることが期待される。

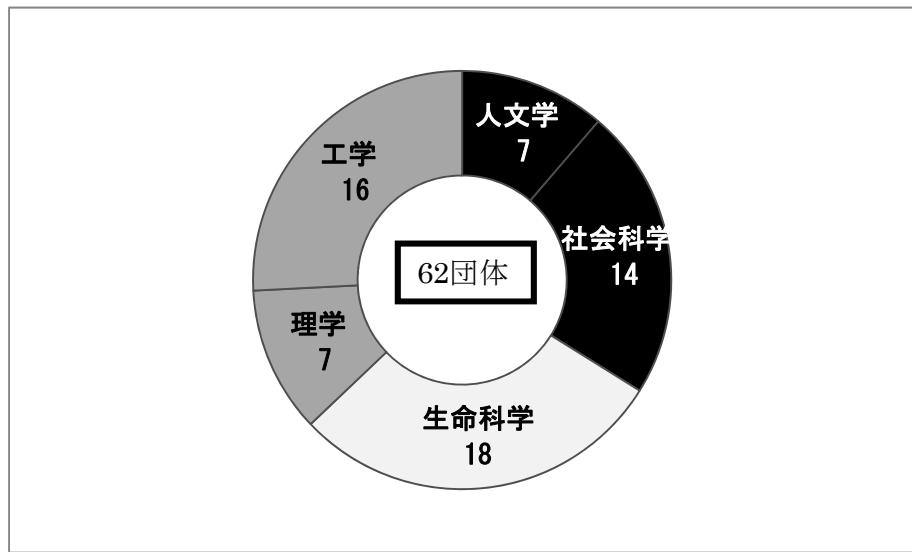


図1 若手ネットワーク登録学術団体の専門分野
(84団体中62団体が回答)

5 若手ネットワークを基にした活動

(1) 改正労働契約法に関する若手研究者アンケート実施

若手ネットワークの立ち上げと同時期に当たる2012年後半期から2013年前半期にかけて、有期労働契約の反復更新に伴う、いわゆる雇止めの不安解消を目的とした改正労働契約法が公布及び施行された。通算5年を超えて反復更新された有期労働契約が労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるとの規定は、大学の若手研究者、特に外部資金で雇用されている特任研究員や、年度ごとに契約が更新される非常勤講師に多大な影響を与えることが懸念された。具体的には、無期労働契約を嫌う大学や研究所により、こうした研究者たちがかえって雇止めをされる懸念が強くあり、一部、非常勤講師による抗議活動も始まっていた。

しかし改正労働契約法の基本にある、雇止めの不安をなくし、労働者が安心して働き続けることができるよう、という理念は広く認められているものであり、研究者のみがこれに強く反対することについても議論があった。

こうした状況に鑑み、若手研究者ネットワーク検討分科会は、若手ネットワークを通じて広く若手研究者の意見を募り、それを関係省庁などに周知することで、よりよい解決策を探る活動に貢献すべく、アンケート調査を行った。

2013年9月19日に、若手ネットワークの代表者メーリングリストを通

じて、「改正労働契約法に関する緊急アンケート」を実施したところ、約1800件の回答があった。

【アンケート結果詳細 URL:

[http://www.youngacademy-japan.org/network/201310-questionnaire】](http://www.youngacademy-japan.org/network/201310-questionnaire)

アンケート回答者のうち、大きな影響があると回答した割合が約50%、多少の影響があると回答した割合が約29%に上り、合わせて80%近くが影響を受けると回答した。また、法改正が5年での雇い止めにつながると考えた回答者が多く、その点からのマイナス面を指摘した意見が多数あった。特に非常勤講師が雇い止めになり職を失う問題が多く指摘された。また、優秀な技官や事務員の雇い止めの影響も指摘された。意見としては少数であるが、大学や研究機関がこの法案の趣旨に鑑み無期雇用を進めることはよいことである、あるいは、研究者の流動化が促進されることはよいことである、との意見もあった。改正労働契約法を研究者のみ適用除外してはどうか、という声もあったが、これについては意見が割れた。研究者のみ適用除外するという意見が約21%に上る一方、雇用の安定化を目指す法律を研究者のみ適用除外すべきではないという意見も約19%に上った。

若手研究者ネットワーク検討分科会はこうした若手研究者の「生の声」を、迅速に集め、かつ意見を要約し、関係省庁にも周知するように努めた。2013年12月5日には、研究開発力強化法及び任期法の改正による労働契約法の例外（研究者は例外的に10年とする）が成立し、その後、12月19日に行われた総合科学技術会議有識者議員懇談会に若手研究者ネットワーク分科会委員が出席してヒアリングを受け意見を陳述した。

【総合科学技術会議参考 URL:

[http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20131219.html】](http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20131219.html)

一連の活動は、若手ネットワークと若手研究者ネットワーク検討分科会の協働の大きな成果でもあり、若手研究者から多くの感謝の言葉が寄せられた。一方、研究開発力強化法および任期法の改正はあくまで緊急避難的な措置であり、若手研究者問題の抜本的解決とはなっていない。次期の若手アカデミーには、若手ネットワークを活用しながら、関係する日本学術会議の委員会・分科会や行政等と連携して、雇用形態を含む若手研究者問題について主体的な議論を継続することが求められる。

(2) 若手ネットワーク運用に関する若手の会代表者会議

●第1回若手ネットワーク代表者会議（2013年3月17日）

構築したばかりの若手ネットワークをどのように運営をしていったらよいか、若手の会からの意見を集約して議論をする目的に、第1回の若手ネットワーク代表者会議を開催した。東京会場（工学院大学）、大阪会

場（大阪大学）を合わせて 27 の若手の会から代表者が集まり（参加者 28 名）、さらにウィーン（ウィーン工科大学）にもインターネット中継でつないで運営を行った。若手アカデミー委員会からは東京会場、大阪会場、ウィーン会場、及びインターネット参加で計 12 名の委員の参加があった。

会議ではまず、代表者たちが運営する各若手の会について紹介があった。ほとんどの若手の会で、学会内での若手研究者企画、シンポジウムや合宿が運営されていることが確認された。また、若手ネットワーク構築の呼びかけにより、これから若手の会を発足すべく、学会の理事数名が参加した。

議論では、今後、若手ネットワークを用いた活動を行っていくに当たり、若手研究者問題は、大学院を出たばかりのポスドクや、数度のポスドク経験を繰り返した若手、あるいは企業就職をしてからアカデミアに戻ってくる若手研究者など、年齢や状況によって質的に異なるため、階層的な問題を整理して提示することが重要であることが指摘された。また、若手ネットワークが目標に掲げている新たな共同研究の創出に当たっては、共同研究を行うことができる相手先を探すためのデータベースを構築するとよいのではないか、といった提案もなされた。

また、若手ネットワークへの参加に当たって、提出資料などはその度に所属する学協会の理事会に諮る手間があるといったことや、代表としての意見と個人としての意見に線引きをすることが困難であり、どの立場から発言すべきか迷うといった意見があった。

今後の若手ネットワークの運営については、ICT（情報通信技術）を利用したバーチャルなやりとりだけでは深い関係を築くのは難しいので、なるべく実際に顔を突き合わせる機会を設けるべきだという意見や、活動の明確な目標を掲げるのではなく、お互いを知ることを目標とした継続的活動を行うよいのではないか、という意見があった。また、こうした会議に参加しやすいように、招待講演の形でシンポジウムを運営するのがよいという指摘があった。

●第 2 回若手ネットワーク代表者会議（2013 年 11 月 15 日）

2013 年 10 月から 11 月にかけて改正労働契約法のアンケートの実施・報告が終了し、2013 年 11 月 15 日、今後の若手ネットワークの方向性を見定めるため、2 回目となる代表者会議を日本学術会議会の会議室にて開催した。若手の会からは 10 名の代表者が参加し、若手研究者ネットワーク検討分科会からは 7 名の委員が参加した。

出席者全員による自己紹介が行われたのち、3 つのグループに分かれ、「若手ネットワークの効果的な活用方法について」をテーマに議論が行われた。さらにグループディスカッションの内容を受けて、総括的な議論が行われた。

総合的な議論では、Facebook やメーリングリストによる情報交換だけでなく、顔を合わせることの重要性が改めて確認された。また、若手ネットワークが価値のある活動であるというアピールが足りないという指摘があり、若手ネットワークの発信力を高めることが重要であることが確認された。

(3) 若手研究者の学術交流（2014 年 3 月 7 日）

若手研究者をめぐる諸問題への取組と学際融合による研究の創出について議論をすると共に、若手研究者の学術交流を促進するため、公開シンポジウムならびにポスターセッションを開催した。若手の会からは 25 名の代表者が参加し、若手研究者ネットワーク検討分科会及び若手アカデミー委員会からは 10 名の委員が参加した。

公開シンポジウムにおいては、若手ネットワークの継続的運用と拡充、我が国の科学技術人材政策と若手研究者の育成について若手研究者、シニア研究者、政策担当者などと議論を行った。若手ネットワークについては、現時点で他に国内若手研究者の意見集約に資するようなネットワークがなく、関連政策を立案する際に有用な情報を提供できる貴重なものであることが指摘された。今後の我が国の若手研究者育成に関しては、科学技術イノベーションを推進していくためには高付加価値を生み出す優秀な人材の育成が必要であるが、現状ではその目的と関連政策との間にミスマッチが多く存在することが指摘された。さらに、そのようなミスマッチをなくしていくためには、若手研究者の抱える問題を把握していく必要があること、若手研究者自身が積極的に交流して異分野をつなぎイノベーションを進める必要があること、そのために若手ネットワークを活用する必要があることが示された。総合的な議論では、海外との学術交流の意義や若手研究者の組織化の難しさ、若手ネットワークへの参加団体数が比較的少ない人文系若手の会の参加促進などについて広く議論され、今後若手ネットワークを積極的に活用していく必要があること、若手ネットワークの自立性を確保していく必要があること、そのためには経済的側面を含めて運営維持のための様々な支援が必要であることが確認された。

ポスターセッションでは、各若手の会代表者らによる研究分野紹介がなされると共に、分野横断型の研究を進めるための体制づくりについて活発な議論が行われた。

(4) 若手研究者のアウトリーチ活動の促進

●サイエンスアゴラのシンポジウムへの参加呼びかけ

若手アカデミー委員会では多くの高校生を対象にした活動を行っている。2011 年度より「科学・技術フェスタ in 京都」において、「若手研究者た

ちと考える、君たちの、そして日本の未来」と題するシンポジウムを2回開催してきており、2013年度には独立行政法人科学技術振興機構の主催するサイエンスアゴラに移して3回目を開催した。この企画は、高校生や大学生と若手研究者が一緒にになって、設定したテーマに対して議論し、ブレーンストーミングを行うものであり、参加者に研究者を感じてもらうと共に、議論の面白さ、アイデアが研究に形づくられる過程を体験してもらうことを狙いとしたものである。

若手アカデミー委員会は2013年9月、本シンポジウムに広く若手研究者の参加を促すため、若手ネットワークを介して本シンポジウムへの協力を要請した。具体的には、メーリングリストを通じ、自薦・他薦は問わず、シンポジウム企画にふさわしい若手研究者の推薦を依頼した。

結果として、2013年に開催したシンポジウムには、若手アカデミー委員会委員9名の他、若手ネットワークから、日本カウンセリング学会、精密工学会アフィリエイト委員会の若手の会代表者の参加があり、従来若手アカデミー委員会委員が中心的に運営してきたシンポジウムに一層の多様性が出て、次世代を担う高校生らに対して、一層多様で活発な議論を喚起することができた。

以上のように、若手ネットワークを活用してサイエンスアゴラのシンポジウムへの参加者を募集したことは、若手ネットワーク活用の良き先例となった。これを布石として、行事への参加の呼びかけにとどまらず、若手研究者を必要とする組織と若手研究者をつなぐための架け橋として若手ネットワークを様々な形で活用していくことが期待される。

(5) アニュアルレポート（年次報告）の作成と公表

2013年3月、若手アカデミー委員会では「2012年若手研究者ネットワークアニュアルレポート」の作成を行った。ここで、前述した若手ネットワーク構築の経緯や登録者規約を含め、分科会の活動を報告した。加えて若手ネットワークでは、「若手研究者ネットワーク参加団体活動報告」としてネットワーク登録代表者に対して自身の所属する団体からの年次活動報告書を依頼した。なお、このレポートは、若手アカデミー委員会のHP上で公開されている。

このように、各ネットワーク参加者からの報告を年次で依頼するなど、若手ネットワークの意義の再確認、参加意識を高めていくことが、若手ネットワーク活動の活性化につながるものと考える。以後のアニュアルレポートも継続的に作成、公開することが望ましい。

(6) 海外の若手研究者との連携

若手ネットワークの活動方針の一つとして掲げる海外の若手研究者組織

との連携の一環として、Global Young Academy¹が行った若手研究者のキャリアに関するアンケート（2013年9月16日締切）の依頼に対し、同時期に若手ネットワークを利用して若手研究者たちに協力を依頼した。

6 提案の内容

若手研究者ネットワーク検討分科会が構築した若手ネットワークの掲げる「4つの活動方針」およびこれまでの若手ネットワークの経緯は、先に報告した通りである。

この活動方針および報告に基づき、次期若手アカデミーにおける若手ネットワークの継続的運営を提案する。若手ネットワークの継続的な運用を組織的に図ることにより、日本の学術界ひいては日本学術会議が直面する課題の解決において、学術の将来を担う若手研究者からの意見を広く収集して活用することが期待される。これは、これまでの日本学術会議において必ずしも取り上げられていなかった新しい視点や意見をもたらす可能性を持つ。若手ネットワークの継続的かつ発展的な運用を図るため、ネットワーク形成の在り方、活動の在り方、必要となる諸費用・インフラ要素、について提案する。

(1) ネットワーク形成の在り方

① 若手ネットワークの登録方法について

まず、若手ネットワーク運営のためには、若手アカデミーにおいて、運用担当者の継続的な配置が必要である。その上で、学術研究団体における若手の会の登録は、既に運用している諸規則や若手ネットワークの活動方針と整合することが望ましい。登録規約は、登録者が若手の会の代表として活動に参加すること、登録者の引き継ぎを円滑にして、若手ネットワークの活動及び各若手の会との連携の継続性を保つことに留意して作成されている。

② 若手ネットワークの規模拡大に向けて

現段階の若手ネットワークにおける意見集約などには、学術分野に多少の偏りが見られるという指摘があることから、より多様な学術分野から若手ネットワークに参加を得ることが望ましい。今後、日本学術会議協力学術研究団体に対して、定期的に若手ネットワーク参加の呼びかけを行っていく必要がある。日本学術会議における若手研究者の活用が求められていることと同様に、学術研究団体においては、若手研究者の活用は各団体の活動に活力をもたらすことを認識することが望まれる。例えば、学協会の将来を担う若手研究者が学協会の未来を自ら考える機会

¹ 2010年2月、世界経済フォーラムとInterAcademy Panelとの支援の下に設立された、各国の若手研究者(2013年には55ヶ国155名)から構成された国際若手アカデミー。GYAと略される。

を与えたる、若手研究者の学会離れを防ぐためにも若手研究者が積極的に自立して活動させるよう促したり、若手研究者を含めた学協会全体での情報共有を促進させるなど、様々な若手研究者の活用方法がありうる。また、こうした活動は、若手研究者の人材育成にも寄与するだろう。

以上より、次期の若手アカデミーに対し、若手ネットワークの活動を通じて、若手ネットワークの意義や効果を学術研究団体に積極的に示すことを提案する。

(2) 活動の在り方

次期の若手アカデミーに対し、以下に示す若手ネットワーク活動を提案する。若手ネットワークの活動は、①若手アカデミーと若手の会をつなぐネットワーク活動と、②若手の会どうしをつなぐネットワーク活動、に分けられる。

① 若手アカデミーと若手の会をつなぐネットワーク活動について

若手アカデミーの構成員が、全ての学術分野を網羅するのは困難である。若手ネットワークを活用することで、より広範な学術分野に対する呼びかけや情報の発信、若手研究者の意見集約ができる。次期の若手アカデミーには、審議や活動に関する事柄について、必要に応じて若手ネットワークを介して若手の会に情報提供を求め、若手研究者問題を始めとする諸問題に関する提言作成につなげることが期待される。さらに、第21期提言「若手アカデミー設置について」で掲げられたように、Global Young Academy や各国若手アカデミーとの連携における情報共有や協力依頼を、若手ネットワークを通じて行うことが有効である。また、情報収集の方法としては、Facebook やメーリングリストだけでなく、若手の会代表者が一同に会するシンポジウムを実施し、若手研究者からの意見の収集や整理を行うことが求められる。さらに、定期的に若手ネットワークの活動レポートを作成し、若手ネットワークの諸活動やそれに参加する各若手の会の取組を、学術界及び社会に対して発信することも必要である。一方、若手ネットワークの運営方法に関しても、若手の会と定期的に意見交換し、その改善を図ることを提案する。

② 若手の会どうしをつなぐネットワーク活動について

若手アカデミーは、若手の会からの自律的な情報発信・交流を促進し、学際交流などの有益な情報が共有されるよう努めることが求められる。さらに、若手ネットワークに登録された若手の会の代表者は、各々の若手の会を構成する若手研究者やその母体となっている学協会に対して、若手ネットワークにおける活動や共有された情報を適宜フィードバック

し、若手ネットワークと若手研究者との連携を強化・維持することが求められる。

若手の会は、若手ネットワークを活用して、学術研究団体における学術的あるいは社会的な取組や、学術研究団体が抱える課題を発信するなど、学術界や社会との情報共有や学際交流を積極的に進め始めている。こうした若手ネットワークでの交流は、若手研究者の視野を広げ、さらに、若手の会の組織単位あるいは若手研究者個人単位での学際協働にも資することが期待される。

以上の活動方針を実現させるため、次期の若手アカデミーは、若手ネットワークとの協力関係をさらに発展させる必要がある。そのための制度設計として、若手アカデミーと若手ネットワークとの関係を明確にする規定を作成することを提案する。

(3) 必要となる諸費用・体制

Facebookなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスや電子メールなどのICTの活用は、情報共有や議論を迅速に行えることで活動の活性化につながるばかりでなく、経費の削減にもつながる。ICTを活用したネットワークの運用は、若手ネットワークの大きな特長の一つになるだろう。しかし、若手研究者どうしが直接会って議論や交流をする機会は必要不可欠であることから、若手アカデミーは定期的にシンポジウムなどの機会を設けるべきであり、前述の5(3)のように成果をあげてきた。ただし、日本学術会議によるシンポジウムなどの開催には、若手ネットワークに参加する多くの若手研究者を招聘する経済的支援が見込めないのが現状である。そこで、次期の若手アカデミーには、若手ネットワークに登録された若手の会を有する各学協会に対し、若手ネットワークの諸活動への若手の会の参加を積極的に推進し、シンポジウムや会議など若手ネットワークを通じた学際交流に参加するための旅費支援などを求めていくことを、提案する。

次に、優れた業績を基に会員・連携会員として選出され、若手アカデミーに参加する若手研究者は、日本学術会議における各種審議や提言活動に積極的に取り組むことが期待されている。また、所属する学協会からは、その学術分野における研究推進の役割も期待されている。一方、若手ネットワークへの運営に必要な事務的作業の労力は大きく、若手アカデミーの構成員には過度な負担となるおそれがあり、結果的に若手ネットワークの活動が停滞する懸念もある。このため、若手ネットワークの継続的かつ発展的な運営と、若手ネットワークに携わる若手アカデミー構成員の将来のため、日本学術会議は、若手ネットワークの運営のために必要な事務的作業を支援することが必須であり、従来の視点にしばられない大胆な解決策が求められる。

最後に、科学技術の発展を目標に掲げる行政各省庁には、若手研究者に関する課題に対し政策による解決を目指す際に、若手ネットワークによる意見集約の機能を、積極的に利用することを求めたい。

<参考資料1>若手研究者ネットワーク検討分科会審議経過

平成25年

5月31日 日本学術会議幹事会（第174回）

- ・若手研究者ネットワーク検討分科会設置
- ・若手研究者ネットワーク検討分科会委員決定

7月4日 若手研究者ネットワーク検討分科会（第1回）

- ・委員長、副委員長及び幹事の選出
- ・分科会の役割及び若手ネットワークの在り方、運営方針について
- ・団体名公表に関する回答結果について

8月22日 若手研究者ネットワーク検討分科会（第2回）

- ・シンポジウム開催内容について
- ・ネットワーク団体名公表進捗について
- ・年次報告書について

9月11日 若手研究者ネットワーク検討分科会（第3回）

- ・有識者からのヒアリング
- ・提言について
- ・ネットワーク代表者会議について

10月2日 日本学術会議幹事会（第179回）

- ・若手研究者ネットワーク検討分科会委員追加

11月15日 若手研究者ネットワーク検討分科会（第4回）

- ・若手研究者ネットワーク提言について
(方針の確認・分担とスケジュール)

12月25日 若手研究者ネットワーク検討分科会（第5回）

- ・提言のスケジュール及び内容について
- ・3月のシンポジウム開催について

平成26年

3月6日 若手研究者ネットワーク検討分科会（第6回）

- ・提言分科会案 最終確認
- ・同日開催のシンポジウムについて

○月○日 日本学術会議幹事会（第○回）

- ・若手研究者ネットワーク検討分科会提言「若手研究者ネットワークの継続的運用に向けて」について承認

＜付録1＞若手ネットワークへの登録を呼びかける依頼文

件名：若手研究者ネットワークへの登録について（日本学術会議若手アカデミー委員会より）

アンケートに回答をいただいた皆様（このメールはBCCで送付させて頂いています。）

日本学術会議若手アカデミー委員会若手研究者ネットワーク分科会の〇〇〇〇（担当者名）と申します。

この度は、アンケートにご協力いただきありがとうございます。アンケートのお願いに書かせていただいているように、若手アカデミー委員会では、以下を目標に若手研究者ネットワークを構築しています。

1. 分野を越えた日本初の大規模若手研究者のネットワークを確立
2. 学際融合の新たな研究の創出
3. 行政の動きを鑑み、必要な時に若手の意見を集約して各方面に強力にアピール
4. 海外の若手研究者組織との連携に参加

しかし、いきなり大規模なネットワークの構築ができるものではありません。まずは、Facebook グループをつくり、並行してメーリングリストを活用することにより、皆さんと意見交換をして行ければと考えています。

Facebook グループとメーリングリストへの参加方法について、ご説明します。まず、Facebook グループについてです。以下のグループを設定しました。

<http://www.facebook.com/groups/184428211688861/>

グループに参加を希望される方は、こちらに参加リクエストをして下さい。管理人が登録させていただきます。なお、Facebook グループに関しては、一つ留意点があります。グループの設定は、「非公開」にしています。非公開というものは、投稿やコメントはグループのメンバーに限られますが、グループが存在すること、グループのメンバーについては、誰にでも見ることができます。この点についてご理解の上、リクエストをお願いします。

次にメーリングリストについてです。不必要的メールのトラフィックの増加を避けるため、議論は極力 Facebook グループで行いたいと思いますが、基本的には同じ情報がメーリングリストにも流れるようにしたいと思っています。これは、Facebook を使っていないというお返事もいただいているためです。よって、

少なくともメーリングリストにはご参加いただければと思います。

なお、ご参加いただける場合は、ご登録頂いた皆様と共に創るネットワークを運営していくに当たりまして、貴団体名を若手アカデミー委員会のホームページを始めとする媒体で、参加団体として公表させて頂きますのでご承知おきください。既に、下記のサイトに現時点での参加団体が公表されていますので、参考までにご覧下さい。

<http://www.youngacademy-japan.org/network/networkmember>

併せて、国内若手研究者ネットワーク登録者規約を添付いたします。なお、現在若手の会が存在しないものの、今後若手の会の設置を検討している団体については、オブザーバとして参加することができます。

メーリングリストへの登録には、ご所属の若手の会、フルネーム、登録するメールアドレスを明記の上、下記の担当者にメールを送って下さい。

(担当者名を記載) xxxx@xxxx.xx.xx

その際には、下記のアドレスにもCCしていただけすると幸いです。

若手研究者ネットワーク担当 info-network@youngacademy-japan.org

Facebook グループとメーリングリストに共通して、お願いしたいことがあります。登録いただく方には、できるだけ皆さんの団体の意見をくみ上げて、この若手研究者ネットワークにお知らせいただければと思います。よって、各団体を代表する方に登録いただくのが、最適であると考えていますが、明確に代表者を決めていない団体につきましては、それに準ずる方に登録していただければ幸いです。上記の4つの目標に向けて、皆様と活発な意見交換をさせていただきたいと思っています。「未来に責任のある世代」として、建設的な議論ができればと思っています。

当然のことですが、特定の個人や団体、あるいは研究分野の誹謗中傷とされる書き込みは避けていただき、場合によっては管理人による削除を行います。これは、通常のネット上のコミュニティと同様ですので、皆様はご承知のこととは思いますが、蛇足ながら付け加えさせていただきました。

この若手研究者ネットワークについては、日本学術会議若手アカデミー委員会の若手研究者ネットワーク分科会が担当しています。よろしくお願いします。それぞれの委員が、各自のメールアドレスで連絡させていただくこともあるかと思いますが、info-network@youngacademy-japan.org のアドレスで、**名に同時にメールが届きます。

(委員名を記載)

日本学術会議若手アカデミー委員会については以下をご覧下さい。

<http://www.youngacademy-japan.org/>

委員会の活動についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

(若手アカデミー委員会委員長名を記載

info@youngacademy-japan.org

＜付録2＞現在の若手研究者ネットワーク登録者規約

国内若手研究者ネットワーク 登録者規約

日本学術会議若手アカデミー委員会（以下、若手アカデミー委員会）は、国内若手研究者ネットワーク（以下、若手ネットワーク）の運営に当たり、以下の登録者規約を設ける。若手ネットワークへの登録団体代表者はFacebook（以下、FB）およびメーリングリスト（以下、ML）に明示的に参加するものとする。

＜1．登録者の条件＞

若手ネットワーク登録者は学協会及びそれに準ずる会に属する研究者団体の若手の会代表者であること。

- 1) 「若手研究者の会代表」とみなされない場合（例えば、営利企業・団体の若手社員組織や官公庁の公務員組織での代表）、ネットワークの主旨と異なるため、登録・参加が認められない場合がある。
- 2) 原則として、登録者は若手の会の現代表とするが、FB及びMLへの登録、閲覧は、各学協会からの推薦により若手の会を組織するまで連絡係などが代理を務めることも可能とする（ただし、発言及び事項の投票に関して、連絡係個人としての参加は認められない）。
- 3) 若手の会の組織化の中途過程にある団体は、若手の会の組織化が完了した場合、すみやかに連絡担当者から若手の会代表に登録を移行すること。
- 4) ネットワーク内での登録者の発言は、原則として、当該登録者が所属する各若手の会の代表としての発言とみなされる。このため、登録者は、本ネットワークが私的見解の表明の場又は特定の主義主張の推進の場ではないことに留意する。登録者の発言が、個人や組織に対する誹謗中傷その他の問題を生じさせたといえる若しくは生じさせる恐れがあると判断できる場合には、若手アカデミー委員会は、委員会内での協議に基づき、当該登録者の登録を抹消することができる。

＜2．登録人数＞

各団体・会代表1名登録を原則とする。ただし、代表が複数である組織の場合は現代表2名まで登録を可能とする。

- 1) 代表の交代時は、すみやかにネットワーク登録者の交代を行うこと。ただし、2014年度以降は、引継ぎ連絡を目的として、前任者1名までは新代表との同時登録可能とする。

＜3．登録手順＞

若手ネットワークへの登録は、以下の1)から4)の手順で行うものとする。

なお、登録方法の変更は、若手アカデミー委員会のホームページ上の通知を以って行う。

- 1) 若手の会代表によるアンケートへの回答（アンケート URL : <http://goo.gl/1d8y7>）。
- 2) 若手アカデミー委員会担当者より、FB グループ及び ML への登録方法の送信。
- 3) FB グループへの代表者からの申請及びメーリングリスト担当者へのメール送信。
- 4) アンケート内容との符合を確認の上、各担当者による上記 3) の承認。

< 4. その他 >

登録及び内容に関して上記に当てはまらない事項が生じた場合は、若手アカデミー委員会での審議及び適宜、若手ネットワーク内での意見交換に基づいて対応する。

— —

なお、この規約は 2013 年 3 月より若手アカデミー委員会による承認の上で 施行するものとする。

＜付録3＞若手ネットワーク参加団体（2014年3月現在）

1) 若手の会（アイウエオ順。公表の許可を受けた団体）

異文化間教育学会

Echo U40 Club (日本心エコー団学会)

NLP 若手の会

化学工学会関東支部 若手の会 ChEC-East

化学工学会九州支部若手エンジニア連絡会

環境資源工学会 若手の会

気象系 P D 有志会

国際公共経済学会次世代部会

昆虫分類学若手懇談会

資源・素材学会 若手の会

次世代医工学研究会

地盤工学会ダイバーシティ委員会

情報処理学会 若手研究者の会

而立の会（感性工学会・若手研究者部会）

人類学若手の会

生物工学若手研究者の集い

精密工学会アフィリエイト委員会

生命情報科学若手の会

生理学会若手の会

多感覚研究会

地域農林経済学会若手の会

電気化学会北海道支部若手の会

天文教育普及研究会/会長諮問機関「若手の会」

日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」

日本家禽学会若手研究会

日本家政学会若手の会

日本家庭科教育学会若手の会

日本ゲノム微生物学会若手の会

日本光合成学会 若手の会

日本行動科学学会若手の会

日本産業衛生学会生涯教育委員会若手研究者の会

日本視覚学会若手の会

日本神経化学会若手研究者育成セミナー

日本睡眠学会 若手の会

日本生理人類学会若手の会

日本線虫学会 線中学 J4s
日本草地学会若手の会
日本畜産学会若手企画委員会
日本デジタル・ヒューマニティーズ学会若手研究者の会
農業気象学会若手研究者の会
農村計画学会若手ネット
バイオクリエーション研究会
文化人類学会 若手懇談会
北海道高分子若手研究会
若手有志 IVR 医の会

2) 若手の会設立を検討中の学協会 (アイウエオ順)

炭素材料学会
日本カウンセリング学会
日本看護科学学会
日本感性福祉学会
日本教育行政学会
日本教育経営学会
日本植物分類学会
日本ショック学会
日本測量協会
日本地形学連合
日本中性子科学会
臨床美術学会

その他、若手ネットワーク登録団体 27 団体 (非公表)